

社会福祉士が権利擁護に果たす役割

岡崎 利治

Role which Certified Social Workers plays on the rights protection

Toshiharu OKAZAKI

Abstract

This study examined the understanding of adult care system and the role of the Certified Social Workers in light of the normalizing practice of protecting of patient's rights. As a matter of principle, the main purpose of Japanese social welfare is the protection of a specific group of individuals. For that reason, concrete measures have been undertaken by the Government for policy implementation. Moreover, with the onset of a rapidly-ageing society, social welfare service has been seen as a matter of basic rights. Whereas, social welfare service had been within the scope of policy-matters, it has morphed to be patient-centered, stressing on his or her decisions and choices.

Indeed, the current system which promotes and protects patient's rights has long been necessary. By application of laws, the adult care system protects the rights of patients, suffering from some form of disabilities, though their judgemental ability is deemed to be legally sufficient. This include patients with dementia, intellectual-and physically-handicapped, and those with mental disease. In recent years, adult care profession has tremendously increased. In most cases, the care-giver is likely a relative of the patient-bearing informal human relationship. With the practice of social work fastly-spreading, the Certified Social Workers plays a leading and decisive role in the expansion of adult care system. The practice is rapidly normalizing, seen as necessary for livelihood. It can be said that the practice of the rights protection is rapidly normalizing.

Key words : Rights Protection, Adult Care System, Certified Social Workers

キーワード : 権利擁護, 成年後見制度, 社会福祉士

はじめに

現在, 社会福祉の現場で提供されるものの表現として「サービス (service)」という言葉をよく使用する。「サービス」という言葉を何気なく使用しているが, いつから社会福祉の現場で提供されるものが「サービス」と表現されるようになったのであろうか. 小山秀夫 (1997) ¹⁾によると, 1987 (昭和62) 年の老人保健法改正により制

度化された老人保健施設制度発足前後とされている. そして, 老人保健施設の利用者が, 患者でも入居者でもないことや医療における治療でも社会福祉における処遇でもない「サービス」という言葉が用いられるようになったと解説している.

サービスというと買うという印象があり, 消費者として選択や吟味できるという印象がある. 社会福祉をサービスと捉えると, いつでも・どこでも・だれにでも提供

される普遍性が重要となり、従来の扶助を基盤とする選別保護的な概念では十分に活用することができないといえる。社会福祉をサービスと捉えることは、社会福祉のニーズ (needs) が例外的に発生する特別なことではなく、共通して発生する当然なことであることを意味している。つまり、従来の「福祉対象者」と「一般市民」という隔絶された関係でなく、ただ身体的側面や精神的側面において日常生活上何らかの支援を要するという、いわばニーズの程度の違いであり、「社会福祉」というよりは「生活支援」として捉えられる。

従って、社会福祉の現場で提供されるものがサービスであるならば、利用者はサービスを受ける権利と自らの意思によるサービスの選択・決定を保障されなければならないであろう。本稿では、これらの条件を十分に満たし、社会福祉の現場で提供されるものを表現する言葉として「サービス」を用いることとする。

サービスの基本理念は、利用者が自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることができるように支援することである。つまり、利用者の「生活の質・人生の質・生命の質 (quality of life ; QOL)」の維持向上のために、利用者本位のサービスが提供され、結果として利用者の自立が支援されることである。そこで重要になってくるのが、利用者の心身の変化や家族の状況変化に対して、かかわっているサービスが総合的・即時的に活用されることである。つまり、サービスは与えられるサービスではなく、利用者が、日常生活に必要なサービスを、情報を基に自ら選択し、提供者との契約によって購入する商品であるとする立場であり、従来の行政処分による「措置」で行われてきた処遇の提供ではなく、利用者が可能な範囲内で買うという立場である。

このように利用者の選択と決定を基本としたサービスの提供を社会福祉の実施体制とした制度的な改革（「社会福祉基礎構造改革」）の背景には、社会福祉の基本的な理念そのものの大きな見直しがある。

それは、「権利」のあり方についての見直しである。従来の社会福祉は、日本国憲法（以下、憲法）第25条に規定される生存権を根拠に、社会福祉を行政の義務として実施してきた。そのため、利用者の権利が不明確になり、利用者の意思よりも行政側の決定が優先されてきた。しかし、現在では、社会福祉の権利を行政の義務とするのではなく、国民そのものの固有の権利として位置づけることが求められるようになった。そこで今回の社会福祉基礎構造改革では、社会福祉の権利として従来の憲法第25条の生存権に、憲法第13条に規定される基本的人権を根拠として加えただけでなく、むしろ第13条を基本と

した社会福祉の実現を意図している。

制度的に社会福祉の理念と基礎構造を見直したことにより、サービス提供の体制も転換した。つまり、行政主体から利用者の選択と決定を尊重する体制へ転換されたのであるが、このことは、利用者のあり方の転換も示している。従来の措置を中心とした制度では、利用者は保護や更生、指導を要するため行政が能動的に関与することで問題解決を図る必要がある者という受動的な存在として位置づけられていたが、利用者主体の制度では、利用者はサービスを活用して自立を図る能動的な存在として位置づけられる²⁾。

日本の社会福祉制度のしくみは、2000（平成12）年の介護保険制度の導入や2003（平成15）年の支援費制度の導入によって、一部を除き、サービス提供の体制が措置から利用者と提供者との契約へ移行した。利用者と提供者の対等な関係を確保することにより利用者の権利が保障され、また提供者間の競争によりサービスの質が向上するという市場原理が社会福祉制度に導入されたのである³⁾。

さて、私たちの日常生活を振り返ると、あらゆる生活活動が契約という法律行為で成り立っていると考えることができる。法律行為は、当事者の意思によってのみ権利を取得し、義務を負担することが原則である。従って当事者は、契約することによって、どのような権利と義務が生じるのかを理解・判断し、意思を表明する能力を要する。しかし、社会福祉制度における利用者は、理解や判断、意思能力（以下、判断能力）が十分でないことが多い。また、利用者も提供者も契約に慣れていないこともあり、サービス利用の選択が、どこまで提供者のいいなりでなく、利用者の理解や判断に基づく意思なのか不明確なことが多い⁴⁾。そこで、利用者の主体性を支援するための制度と支援者が必要であり、「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」が代表的な制度として展開されている。

「地域福祉権利擁護事業」は、判断能力が十分でない人たちや日常生活に不安のある人たちを対象に1999（平成11）年10月から都道府県社会福祉協議会を実施主体とし、一部を市町村社会福祉協議会に委託できる事業として、専門員と生活支援員を配置して実施されている。しかし、この制度の利用も社会福祉協議会との契約によるため、判断能力がほとんどない人たちはこの制度を利用することができないという制限があり、その場合は、「成年後見制度」で対応することになる。

「成年後見制度」は、判断能力が十分でない成人を法的に支援する制度として、2000（平成12）年4月から実

施されている。現在の成年後見制度が実施される以前は、民法の禁治産制度と準禁治産制度が規定されていたが、これらの制度はほとんど利用されることがないばかりか、多くの問題が指摘される制度であった。それは、制度を利用するための手続きが面倒で時間が相当掛かるうえ、判断能力の判定のために行われる鑑定料が高額であること、また、その事実が戸籍に記載されることによるスティグマ (stigma) によるものであったと考えられている⁵⁾。そこで、介護保険制度導入による「措置から契約へ」の転換を前に、従来の制度の見直しがなされ、1999 (平成11) 年12月、「後見・保佐・補助」という3種類の成年後見制度に改正され、また、『任意後見契約に関する法律』(平成11年法律第150号)により任意後見制度が創設された。成年後見制度が介護保険制度の運用に重要な役割を果たすことが期待されていることは、介護保険制度と成年後見制度の施行時期が2000 (平成12) 年4月1日に合わせられていることから明らかである。

新しい成年後見制度は、従来の保護の概念に加え、「自己決定の尊重」「本人の残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の新しい理念が盛り込まれている。

本稿では、成年後見制度の理解及び成年後見制度に果たす社会福祉士の役割と課題を検討することをとおして、ノーマライゼーションの実践としての権利擁護について考察していくことを目的とする。

1. 成年後見制度の内容

現在の成年後見制度が実施されるようになった2000年(平成12)年4月から2001(平成13)年3月までの後見開始審判申立件数は7,451件で前年度の禁治産宣告申立件数の2,963件の2.5倍に、保佐開始審判申立件数は884件で対前年比約1.3倍に増加した。この増加傾向はその後も続き、2003(平成15)年から2004(平成16)年までの後見開始審判申立件数は14,462件(前年は12,746件)で、対前年比約1.13倍(前年は約1.37倍)の増加、保佐開始審判申立件数は1,627件(前年は1,521件)で、対前年比約1.07倍(前年は約1.46倍)の増加となっており、1年目と比べると、後見開始審判申立件数は約1.94倍、補佐開始申立件数は約1.84倍となっている。また、任意後見監督人選任審判申立件数は192件(前年は147件)で、対前年比約1.31倍(前年は約1.43倍)の増加となっており、1年目の約3.8倍となり、著しく増加している。(表1)

表1 成年後見関係事件申立件数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
後見開始	7,451	9,297	12,746	14,462
保佐開始	884	1,043	1,521	1,627
補助開始	621	645	737	805
任意後見監督人選任	51	103	147	192
合計	9,007	11,088	15,151	17,086

最高裁判所事務総局家庭局発行「成年後見関係事件の概況」より

1) 法定後見制度の内容

新しい成年後見制度のうち、民法の規定による制度が法定後見制度である。新しい制度では、自己決定権の尊重と本人保護との調整を理念とし、判断能力の程度に応じて3種類の制度を設けた。

- a. 常時判断能力の欠けた状況にある人には後見人のつく後見制度(従来の禁治産制度に相当)
- b. 判断能力が著しく不十分な状況の人には保佐人のつく保佐制度(従来の準禁治産制度に相当)
- c. 判断能力が不十分な人(軽度の痴呆や知的障害等の人)に対しては補助人のつく補助制度(新しい類型)

後見人・保佐人・補助人の役割は、財産管理と身上監護である。身上監護とは本人の身上を監督し保護することであり、サービスの利用契約、不服申立て、サービス提供の監視等が中心的な役割となる。ただし、成年後見人等の権限と義務は法律行為についてのものであり、現実のサービス等の事実行為は含まれない。

ただし、身上監護を行い、身上配慮義務を尽くすには、法律行為に付随する事実行為も必要となることは言うまでもないことであろう。

成年後見制度の利用は、家庭裁判所に後見、保佐、補助等の開始の申立てをし、家庭裁判所が開始決定とともに後見人、保佐人、補助人を選任することにより始まる。開始申立は本人と一定の親族関係にある者等(配偶者、4親等内の親族等)が行うことになっているが、該当する親族がいないときや、申立てを期待できない状況の場合等には、市町村長も申立てることができる。つまり、身よりのない独居の高齢者等について、社会福祉の現場の人たちがその心身の状態をみて、市町村の高齢者福祉担当課等に報告すること(アウトリーチ; out reach)により、市町村長の申立てにつながるができるのである。

成年後見人には親族が選任される場合が多いが、適当な候補者がいない場合は、家庭裁判所が本人の状態に応じて適切な後見人等を選任する。そのために、家庭裁判所には、社会福祉士、司法書士、弁護士等から

なる成年後見人の候補者名簿がある。選任の実際例としては、身上監護中心の事案では社会福祉士が、法律上紛争性の高い事案については弁護士や司法書士等の法律専門家が選任されることが多いようである。

2) 任意後見制度の内容

任意後見制度は、「任意後見契約に関する法律」により創設され、2000（平成12）年4月1日から施行されている。任意後見制度とは、判断能力が低下した状況における身上監護や財産管理を自分の信頼する代理人（任意後見人）に委任するもので、その代理権は判断能力が低下したときに家庭裁判所が任意後見監督人を選任してはじめて行使できるようになる。この制度の特徴と利点は、財産管理と身上監護を本人が信頼する者に委任できること、その代理人の権限についても本人が決めることができ、代理人が権限を乱用しないように裁判所の監督する任意後見監督人が監督すること等である。

このことから、任意後見制度は、本人の自己決定権の尊重にかなう財産管理・身上監護の制度であるといえる。

3) 成年後見制度の役割

（例：介護保険制度・支援費制度の利用において）

介護保険でサービスを利用するには、指定介護サービス事業者と契約をする必要がある。契約を結ぶには、判断能力が必要で、判断能力がない状態では契約することは不可能である。また、判断能力が衰えていたのでは適切な選択をすることができず、サービスの内容や方法に問題があっても、苦情を言うこともできない。そこで、このような高齢者のために、成年後見人等が本人に代わって介護サービス事業者を選び、サービス利用契約をすることが必要となる。こうすることによって、判断能力の減退した高齢者も、介護サービス事業者とサービス内容の適切な選択をし、利用することができるようになる。

また、介護サービス事業者にとっては、利用者に成年後見人がついていて、後にトラブルが発生することを心配せず契約することができ、契約の履行においても、誤解や判断能力の減退による記憶違い等の無用のトラブルを避けることができる。

また、支援費制度のもとで社会福祉施設を利用する場合、利用者は、必要な事項の説明を受け、支援計画に同意した上で、施設利用の契約をすることになる。こうした手続きを本当に利用者にとって有効に行うた

めにも、利用者の意思を代行する成年後見人等の役割は極めて重要であり、重い責任を有しているといえる。

つまり、判断能力の減退した高齢者や障害者については、できる限り多くの人が成年後見人等を選任してサービスを利用することがより良い日常生活をおくる上で有効であると考えられる。

4) 成年後見制度利用上の障害と支援制度

ただし、成年後見制度には利用上の障害がある。成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に対して成年後見等の開始の申立てをし、成年後見人を選任してもらわなければならない。利用者にとって、この手続きはかなり面倒に感じられ、さらに、家庭裁判所は近寄りやすいイメージがある。また、後見や保佐を開始させるには、原則として判断能力についての医師等の鑑定が必要となり、鑑定及び後見人の報酬も必要となる。

従って、このような手続きと費用をかけてまで成年後見人を選任するというにはなかなかない実情があり、利用者は相当に増加しているが、改正前に予想したほどではない状況にある。

特に、新しい成年後見制度は、介護保険制度の制定を踏まえて改正されたにも関わらず、介護保険契約の締結を主な動機とするものは微少に留まり、本人の判断能力がなくなっても、親族がサービス利用契約を事実上行ってしまうという事態になっている現実があることが伺える。これは、利用者の権利擁護の根本的危機であると捉えることができよう。（表2）

このような状況をふまえ、厚生労働省では、2001（平成13）年度から「成年後見制度利用支援事業」による費用の補助制度を開始した。これは、市町村長が成年後見等を申し立てる場合に国がその申立費用や成年後見人の報酬について一定の補助をするというものである。この事業を受け、少しずつではあるが、市町村の制度利用に向けての取組が進んでいるが、利用者の権利擁護のために、より積極的にこの事業を利用して成年後見申立を行うことが期待される。（表3）

表2 「介護保険契約」が申立ての動機に占める割合

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
全体に占める割合	約2.0%	約2.2%	約3.4%	約3.8%

最高裁判所事務総局家庭局発行「成年後見関係事件の概況」より

表3 市町村長による申立件数と割合

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
申立件数	23	115	258	437
全体に占める割合	約0.5%	約1.1%	約1.9%	約2.5%

最高裁判所事務総局家庭局発行「成年後見関係事件の概況」より

2. 成年後見制度における社会福祉士の役割と倫理

社会福祉士の価値として確立されるべきものとしては、「自己決定への支援」があげられ、社会福祉士が最重要視する職業倫理・価値であるとされている。人の生き方や人生はそれぞれの価値観によって様々であり、あくまでも本人の意思を尊重し自己決定への支援を行い、利用者自身が、「自分自身が自分の人生の主演である」と自覚し社会参加できるようにすること、また自ら主権を獲得する行動ができるように支援することが、社会福祉士の専門性であり役割であるといえる。

1) 成年後見人と社会福祉士の職務上の関係

社会福祉士が成年後見人として職務を遂行する場合、被後見人の立場に立ち、被後見人の意思を代弁し、与えられた職権と権限をもって法律行為を行うのであるが、その際、判断能力の低下により意思決定の困難な人の支援において、社会福祉士が行使するソーシャルワークと重なる部分が多い。しかし、ソーシャルワークと成年後見は全く異なる点をもつ。それは成年後見人が本人の代理人であるという点である。ソーシャルワーカーは利用者の代弁をする役割を担っているが、その人の代理人ではない。つまり、ソーシャルワークの場合、本人を取り巻く物理的・社会的環境も視野に入れ支援を行うが、成年後見人は専ら本人の代理を務め、家族等も含めて何らかの支援が必要であると判断される場合にも、成年後見人自らが直接支援をすることではなく、関係機関につなぐのみであり、対応は関係機関の社会福祉士等ソーシャルワーカーの職務である。

また、社会福祉士は大抵所属する組織の一員として機能し、利用者との関係も時間的に限定的なものであるが、成年後見人は自己決定の権限を預託された代理人として、一生涯に渡り、一貫した支援を行うものである点に職務上の役割に大きな違いがあることに留意する必要がある。

2) 成年後見人の倫理

新しい成年後見制度は、判断能力が低下した本人に

かわり自己決定を行うという、本人を尊重しつつ保護するという制度であるが、視点を変えると、本人の自己決定の権利を侵す制度であるともいえる。それは、成年後見人がつくということは、本人が決定する事項についての権限が成年後見人に移るということであるが、成年後見人がどんなに本人の立場に立とうとしても、本人の意思を尊重しようとしても、本人になれるわけではなく、本人の意向に沿わない決定がなされる危険があるということである。つまり、低下した判断能力を補うために自己決定権を侵される危険性を公的に認めるといふ制度なのである。したがって、判断能力の低下した被後見人の権利を擁護するどころか、反対に権利を侵害することになる危険性があることを成年後見人は自覚しておかなければならない。

成年後見制度の特徴として挙げられるのは、成年後見人になるための特別な資格はないことであり、実際にも親族等が選任されることも多い。(表4)

成年後見人になるにあたっては、その職務を遂行するために成年後見の基本的知識が必要となってくるが、私たちの生活を概観すると、特別に法律や社会福祉の知識がなくても、それぞれの生活は成立していることが多い。つまり、社会福祉士は専門家である限りにおいて、知識や技術面で一般よりも高いレベルが求められるのは当然であるが、基本的な倫理は、『ソーシャルワーカーの倫理綱領』(1986)の原則に示されている「人間としての平等と尊厳」と「自己実現の権利と社会の責務」によるところであるといえる。これらの原則は、人間社会における普遍的な原則であり、すべての人たちに共通する倫理であるといえ、市民感覚という点において、成年後見制度は優れたノーマライゼーションの実践であるといえることができるのではないだろうか。

表4 成年後見人等と本人との関係

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
親	約9.6%	約8.5%	約10.7%	約12.5%
子	約34.5%	約32.6%	約30.8%	約29.2%
兄弟姉妹	約16.1%	約17.6%	約17.2%	約16.9%
配偶者	約18.6%	約14.2%	約12.7%	約10.8%
その他親族	約12.1%	約13.0%	約12.7%	約13.1%
知人	約0.9%	約0.9%	約0.7%	約0.7%
法人	約0.4%	約0.6%	約0.6%	約0.5%
弁護士	約4.6%	約7.7%	約7.0%	約6.6%
司法書士			約5.7%	約7.0%
社会福祉士	約3.2%	約4.9%	約1.3%	約2.2%
その他			約0.6%	約0.5%

最高裁判所事務総局家庭局発行「成年後見関係事件の概況」より

3) 社会福祉士が成年後見制度に関わる意義

それでは、社会福祉の専門家としての社会福祉士が成年後見制度に関わることの意義はどこにあるのだろうか。

従来、社会福祉士は、成年後見制度を必要とするような判断能力の低下した人たちへの支援を社会福祉の枠組みの中で行ってきている。このことは、成年後見制度において役立つことであろう。しかし、先に述べたとおりソーシャルワーカーとしての社会福祉士の職務と成年後見人の職務は異なる。成年後見人としてはあくまでも本人の側に立つのであるが、成年後見人が本人の側に立つことについて家族をはじめ、地域の人たちが当然のこととして受け入れる社会を構築していくことはソーシャルワーカーとしての社会福祉士の役割であるといえる。ここに社会福祉士が成年後見制度に関わっていく意義があると考えることができるのではないだろうか。池田恵利子(2003)は、成年後見制度のキーワードである「権利擁護」が「擁護されるべき権利」とは何であるかを問い、「権利というのは多くの場合、主張するものとしてとらえられている。しかし、人は自分の権利を主張するとともに、他者が主張する他者の権利も受け止めなければならないはずであり、権利とは往々にして対立するものなのである。もし権利についての対立が起こった場合、双方の権利をどのように考えるであろうか。被後見人の場合その当然の『自分の権利を主張する』ことが十分にできない状況にある⁶⁾」と示唆している。つまり、個人の価値観というものは常に社会の価値観との関係において完全に自由であるとはいえないが、成年後見制度を必要とするような人たちの価値観は、より社会の価値観に埋没されやすいため、対人支援の専門家である社会福祉士が権利擁護と自己決定の支援者として務め、且つ成年後見人としての活動がまさしく被後見人の立場に立って行われるために、成年後見制度の必要性を社会に啓発し、社会の価値観を変革していく活動を担っていくことが求められるのではないだろうか。

4) 社会福祉士による成年後見活動の実際

社会福祉士の職能団体である社団法人日本社会福祉士会は、『権利擁護センターばあとなあ』を運営し、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録し、家庭裁判所からの照会に応じて成年後見人等を受任している。後見人名簿登録者は2004年3月現在1089名、監督人名簿登録者は268名であり、『類型別受任状況』は、「後見」358件、

「保佐」81件、「補助」41件、「監督人」7件、「総計」487件であり、「任意後見契約・任意代理契約」は、全体で72件であり、前年比約1.5倍と急激に受任数が増加している。(表5)『申立人と本人との関係』は、「市町村長」によるものが154件で約32.1%となっており、全体での割合が約2.5%であることと比べても、社会福祉士の後見受任における市町村長による申立ての割合が非常に高くなっている。(表2)(表6)

表5 類型別受任状況年次推移

	類型	平成13年	平成14年	平成14年	平成15年	平成15年	平成16年
		10月	3月	8月	5月	8月	2月
法定後見	後見	30	51	86	169	242	358
	保佐	2	4	10	30	44	81
	補助	4	10	18	31	28	41
	(小計)	36	65	114	230	314	480
	監督人	1	2	2	4	6	7
	総計	37	67	116	234	320	487
任意後見	任意のみ						29
	後見+代理	5	10	23	43	48	27
	代理のみ						2
	任意後見人	0	0	1	5	7	10
	監督人	0	0	1	2	2	4
	総計	5	10	25	50	57	72

社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ発行「ばあとなあ情報」より

表6 申立人と本人との関係

	本人	親族	市町村長	その他	総計
件数	76	230	154	20	480
割合(%)	約15.9%	約47.9%	約32.1%	約4.2%	

社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ発行「ばあとなあ情報」より

社会福祉士が成年後見人として活動している事例の選任理由には、「身寄りが無い」、「家族関係が不和の状況にある」、「経済的な課題がある」、「重複障害をもつなど、社会福祉の専門知識や技術を要する」等があり、ソーシャルワーカーとしての専門性を生かした活動を行うことが求められているといえよう。

おわりに

日本における社会福祉制度は、選別された特定の人たちへの保護に主な目的があり、行政の措置によってサービスを行ってきている。しかし、急速な高齢化による高齢社会になったことよってサービスを権利として利用する仕組みが必要とされるようになった。

こうした中、サービスの権利主体が利用者個人よりも

サービスそのものに置かれている従来の社会福祉のあり方の変換が求められるようになった。

社会福祉士は、社会福祉施設を中心として居住環境や日課等における生活上の権利侵害が漫然と行われていたこと、現在も行われていることを真摯に受け止め、自らの姿勢を問わなければならない。

社会福祉のサービス利用における権利について、宮崎昭夫（1992）は、「社会福祉の営みは、基本的には人に義務を与える営みでなく、むしろ人に権利を付与する営みと思われる。権利付与に伴い、一定の義務が生ずる場面も想定しうるが、権利の側面を強調する必要がある⁷⁾」と、一般的には権利と義務は表裏一体にあり、社会福祉のサービスにおいても利用者に義務が生じるが、十分なサービスを利用する権利が保障されていない現在の社会福祉の状況の中で義務が強調されること自体が権利侵害の実体を表しているとし、森田ゆり（1995）は、「権利を『人が人間らしく生きるためにかかせない』、権利意識を『自分を大切にすること、自分を好きであること』⁸⁾」と定義している。

判断能力の低下した人たちの権利を擁護することは、一人ひとりの生活に注目し、その人らしく生きていくために必要なことを実現していく過程であり、これは、ノーマライゼーションの理念に支えられているといえる。新しい成年後見制度は、その理念に「ノーマライゼーション」を掲げ、従来の保護の概念と合わせて運用されていることから、社会におけるノーマライゼーション原理の実現を目指すソーシャルワーカーとして、社会福祉士の果たすべき役割は大きいといえる。

成年後見制度の利用者数は、急速に増加しているが、潜在的ニーズから勘案すると未だ普及しているとは言い難い。さらに、利用している場合でも、親族が後見人等になることが多く、社会福祉士を始めとする第三者に後見を委任する件数は全体に占める割合としても多くはない。それは、日本においては、個人を取り巻く環境として、まず「家族」があり、「社会」を意識した風土が確立していないため、個人の権利に関わる事項を代わりに行うための法的な手続きを必要であると思っていないからであろう。

ソーシャルワークとは、何らかの生活上の支援を求めている人を、その人と社会との関係において支援する確立された社会体制であり、その活動を担うのがソーシャルワーカーである。つまり、成年後見制度が有効に機能するためには、社会的支援であるソーシャルワークを活用することが日本社会に根付く必要がある。

社会福祉士には、本人の権利を法的に守る制度であ

る成年後見制度の利用を様々な関係機関と連携して機能させながら啓発する努めがあると同時に、ソーシャルワーカーとして痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない人たちや家族の生活上の困難に対する個別的な支援を行い、且つ彼らに必要な社会的支援体制を整備していく取組みを積極的に行っていく努めがある。それが、社会福祉士が権利擁護に果たす役割であろう。

こうした生活に根ざした活動の積み重ねが、「措置から契約へ」のスローガンの下で、個人を尊重することに重きをおく方向性に構造改革が進められている日本の社会福祉体制において、当事者並びに日本社会全体が権利意識を喚起させられ、地域社会において、権利保障や権利擁護の支援体制をより一層推進させると考えられる。

引用・参考文献

- 1) 小山秀夫：高齢者ケアのマネジメント論。初版。厚生科学研究所，東京；1997。p.29.
- 2) -4) 赤沼康弘，茨木和子，金谷春代，他（赤沼康弘，白井典子監）：介護保険と契約 - 「契約」で読み解く居宅サービス運用 -。初版。日本加除出版，東京，2002。pp.32-40.
- 5) 上山泰（社団法人日本社会福祉士会編）：日本社会福祉士会成年後見シリーズ3 成年後見と身上配慮。初版。筒井書房，東京，2000。pp.8-9.
- 6) 池田恵利子：成年後見人養成研修テキスト 成年後見人の職務と倫理。改訂版。社団法人日本社会福祉士会，東京；2003。p.27。一部改
- 7) 宮崎昭夫：福祉施設入所者の権利保障 - 老人ホームを中心に -。社会福祉研究。1992；55：49.
- 8) 森田ゆり：岩波ブックレットNo.3 85 子どもの虐待 - その権利が侵されるとき -。初版。岩波書店，東京；1995。pp.26-27.

参考資料

- ・最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況 - 平成15年4月から平成16年3月
- ・最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況 - 平成14年4月から平成15年3月
- ・最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況 - 平成13年4月から平成14年3月
- ・最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況 - 平成12年4月から平成13年3月

・社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとな
あ：ぱあとなあ情報. 2004 ; 8

・社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとな
あ：ぱあとなあ情報. 2004 ; 7